省令

○農林水産省令第五十号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附　則 （平成三十年七月豪雨に伴う積立金の納付期限の特例） **第十七条**　岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県の区域内に住所を有している者が行う第十一条第一項第二号イの規定による平成三十年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成三十年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成三十年十月一日」とする。	附　則 （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年七月二十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―四三

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第四条関係） 職員 / 年齢 （略） / 六十二年 郵政民営化推進室長、拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部の首席交渉官若しくは政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、特定複合観光施設区域整備推進室長又は皇位継承式典事務局長に充てられた内閣審議官 （略） / （略）	**別表**（第四条関係） 職員 / 年齢 （同上） / 六十二年 郵政民営化推進室長、拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部首席交渉官、国土強靱化推進室次長、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官又は特定複合観光施設区域整備推進室長に充てられた内閣審議官 （同上） / （同上）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、「又は特定複合観光施設区域整備推進室長」を「、特定複合観光施設区域整備推進室長又は皇位継承式典事務局長」に改める部分は、平成三十年八月一日から施行する。